

2014年（平成26年）2月6日

介護予防支援事業者 様

介護保険課

指定介護予防支援の委託要件について

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

指定介護予防支援の委託要件の「必須研修」は、県および指定都市実施の「介護予防支援従事者研修」（県研修は平成23年3月終了）もしくは、平成18年度以降実施されている介護支援専門員実務研修における介護予防支援業務に関する研修です。

「介護支援専門員更新研修」は含まれませんので補足させていただきます。

ただし、実務未経験者向け44時間以上の「更新研修」には予防研修が含まれておりますので、該当となります。

委託を開始する前には、上記予防研修を受講している介護支援専門員が指定居宅介護支援事業所に1名以上所属しているかどうかの確認を行ってください。

今後とも、介護保険事業の運営にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上

事務担当：総務給付担当